１．招集年月日　　令和８年９月１０日　　午前１０時００分

２．開会の時刻　　令和８年９月１０日　　午前１０時００分

３．閉会の時刻　　令和８年９月１０日　　午前１０時４５分

４．会議の区別　　令和８年９月総会

５．会議の場所　　本庁舎　会議室

６．出席、欠席、遅参または早退した委員の番号氏名

議席番号	氏　　名	出欠の別
１番	山縣　将伸	出席
２番	岡田　耕平	出席
３番	妹尾　宗夫	出席
４番	池田　　実	出席
５番	太田　　明	出席
６番	池田　和道	出席
７番	沼本　通明	出席
８番	樋口　昌子	出席
９番	入澤　靖昭	欠席
１０番	柴田　博行	出席
１１番	松本　正幸	出席
１２番	中山　克己	出席
１３番	武村　一夫	出席
１４番	吉岡　　靖	出席
１５番	後藤　　勤	欠席
１６番	福島　康夫	出席
１７番	池本　　彰	出席
１８番	石原　誉男	出席
１９番	矢谷　光生	出席

７．本会の書記　　真庭市農業委員会事務局長　　藤田　浩史

同　　事務局次長　　池田　政師

同　　事務局専門官　今石　健司

同　　事務局主事　　岡村　侑磨

議　事　日　程

令和８年９月１０日提出

令和８年９月総会

日程	議案番号	案　　件	結　果
1		議事録署名委員の指名について	６番　池田和道 １０番　柴田博行
2	議案第３１号	農地法第３条の規定による許可申請書の審議について	原案可決
3	議案第３２号	農地法第５条の規定による許可申請書の審議について	原案可決
4	議案第３３号	農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画の公告について	原案可決
5	報告第１４号	農地法第１８条第６項の規定による農地の貸借の合意解約について	承認
6	報告第１５号	農地の形状変更に係る届出について	承認

（午前１０時００分　開会）

事務局長　　皆様おはようございます。ただいまから令和８年９月総会を開会いたします。

それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会　長　　改めまして、おはようございます。ご苦労さまです。

９月になりましたけど、今年の夏は非常に厳しい夏だったというふうに思います。台風も度々来ましたし、水の災害、各地で大きな被害が出ました。非常に厳しい夏が過ぎ去ろうとしておるところでございます。

天候のほうも、この９月になりましても傘マークがずっと続いているというような状態でございます。

稲刈りもまだまだこれから、本格的なところもたくさんあるというふうに思いますけど、順調な刈取りが行われるように、望むところでございます。

米価のほうも非常に厳しい状態が、地区報道等で伝えられております。最終的にどのような段階で落ち着くのかというところが、非常に気になるところでございます。

今日９月総会、退任される方には２か月間延びたというところでございます。非常にご苦労かけたんだろうというふうに思います。

ここで退任される方も、まだまだ農業現役で頑張っておられることは、皆さんおられるというところでございまして、非常に日本の農業も、農政のほうが非常に転換期でありまして、非常に移り変わっていくような状態でございます。

何とか安定した農政をしていただきながら、農業従事者が非常に増えるように、何とか私たちも考えているところでございますけど、なかなか多様な状態ではないというふうに思います。

今後とも、農地計画のほうも今日、発表ありましたけれども、これからが農地計画の取組も本格的になるというふうに思います。地域で皆さんとともに、話合いを重ねてもらいながら、何とかいい方向に向かうように、頑張っていきたいというふうに思いますんで、退任される

方も、続けられる方も、今後ともよろしくお願いしたいというふうに思います。それでは９月総会を開会いたします。

事務局長　ありがとうございました。

本日の欠席委員は２名です。９番委員、１５番委員、遅参委員はありません。よって、ただいまの出席委員は１９名中１７名で、定足数に達しておりますので、９月総会が成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、真庭市農業委員会会議規則第５条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は会長にお願いいたします。よろしくお願いします。

議　長　それでは、これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。

日程１、議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第３５条の規定により、議長において指名させていただくことにご異議ありませんか。

＜「異議なし」の声＞

議　長　異議なしと認めます。

それでは、議事録署名委員は６番委員、１０番委員を指名いたします。

日程２、議案第３１号、農地法第３条の規定による許可申請書審議を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

事務局　議長。

議　長　事務局。

事務局　それでは、議案第３１号、農地法第３条の規定による許可申請書の審議につきまして、１ページをお開きください。

本日審議していただく案件は８件としておりましたが、番号１が９月７日に申請人から申出がありまして、取下げとなりましたので、本日審議していただく案件は７件となります。

番号１につきましては、削除していただきたいと思います。

農地法第３条第２項の各号におきましては、申請書によって審議した結果、全件とも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上でございます。

議　長　　それでは、番号２について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局　　それでは、番号２でございますが、市外の譲渡人が、北房の譲受人に、申請農地、田１筆８５７㎡を、売買による所有権移転の申請でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　長　　それでは現地調査を行った結果について、７番委員さんから説明をお願いいたします。

７番委員　　議長。

議　長　　７番委員。

７番委員　　議案番号２番につきまして、調査報告をさせていただきます。

８月３１日に、譲受人と現地で調査をいたしました。

権利委譲する事由の詳細ですけれども、当該農地は譲受人の父親の代から借りて耕作をしている農地であります。７月に利用権設定の期限が来るということで、今後どうするかということを、譲渡人に相談したところ、市外在住ですし、農業を帰ってする予定はないということで、もらってほしいというふうな話がありましたけれども、税金やそんなこと、所々いろいろ状況を鑑みて、売買で話がまとまって、譲受人が申請農地を取得するものであります。

譲受人の耕作状況ですけれども、以前は大豆等をいろいろ作って、栽培しておられたようですけども、現在は、水田栽培と自家栽培の野菜の耕作をしております。

農機具は、コンバイン以外は所有をしておりまして、刈取り作業のみ依頼をしているようです。草取り等、圃場整備管理もきちんとされております。

申請農地の取得後も、必要な農作業に従事するものと思われます。

その他、指定事項はありません。以上です。

議　長　　ありがとうございました。

続きまして、番号３について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局　　番号３でございますが、北房の譲渡人が、同じく北房の譲受人に、申請農地、田１筆１２７㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　長　　それでは、現地調査を行った結果について、１５番委員さんが欠席されておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

事務局　　それでは、議案番号３について、報告をいたします。

去る７月２８日に、譲受人と現地で状況確認を実施、譲渡人とは電話で確認をされておられます。

権利移転をする理由の詳細でございますが、譲渡人は数年前から水稲栽培は行っておらず、今回の申請地の圃場と、河川の道につながるのり面の草刈りを、年に数回行っておられたということです。

譲受人は、申請地の隣の圃場を借りて、数年前から水稲栽培を実施されております。

譲渡人と譲受人は、圃場の近隣者という関係での知り合いです。

譲受人は今後も水稲栽培を行う予定もないため、譲渡人から譲受人のほうに譲渡の話を提案され、今回の譲渡が実施されるということでございます。

それで譲受人の耕作状況でございますが、譲受人の方は親と同居されておりまして、整備工場を行いながらも農業のほうを行っておられるということです。農業従事者としましては、夫婦と父親はメインで行っておられるということです。最近はこどもに工場を任せる方向で、業務を進められておりまして、自分たちは今後は農業を主として進めたいと考えておられるとのことです。

現在保有されている田んぼのほかに、数名の方々のを借用されて、水稲栽培を実施されておられるということ。これは、農機具としましては、コンバイン、トラクター、田植機、草刈り機等を保有されており、今後も水稲栽培を主に取り組むとのことでございます。

その他、指摘事項はないという報告を受けております。

以上でございます。

議　長　　ありがとうございました。

続きまして、番号４について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局　　番号４でございますが、市外の譲渡人が、北房の譲受人に、申請農地、田１筆２，２８７㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　長　　それでは、現地調査を行った結果について、２３番推進委員さんから、説明をお願いいたします。

２３番推進委員　議長。

議　長　　２３番推進委員。

２３番推進委員　２３番です。

権利移転する事由の詳細ですが、８月３０日日曜日に譲受人の自宅にお伺いし、お話をお聞きしました。その後、現地の申請地を確認いたしました。

今回、権利移転する申請地ですが、譲受人のお父様の代から３０数年来、申請農地で稲作を行ってこられました。譲受人と譲渡人は親戚になります。

譲渡人が県外に住んでおられ、ご高齢になられたため、双方のお話により、贈与するものです。譲渡人は県外在住のため、電話でお話をさせていただき、贈与しますと確認が取れましたので、ご報告させていただきます。

譲受人の耕作状況ですが、兼業農家で、譲受人１人で農業に従事されておられます。

工作機械、トラクター、草刈り等を持っておられ、申請農地を取得後も必要な農作業に従事されると認められます。

その他、指摘事項はありません。よろしくお願いいたします。

議　長　　ありがとうございました。

続きまして、番号５について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局　　番号５でございますが、市外の譲渡人が、落合の譲受人に、申請農地、畑１筆２０１㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　長　　それでは、現地調査を行った結果について、３番委員さんから説明をお願いいたします。

３番委員　議長。

議　長　　３番委員。

３番委員　３番です。

番号５について説明いたします。

譲渡人は、もう以前より市外に住んでおられ、この農地を譲受人が以前より耕作しておられる、ごく僅かな農地です。

ですので、このたび、正式に譲受人に譲渡するということになりました。

譲受人は認定農業者でもありますし、受託作業など、熱心に農業を営んでおられる農家でございますので、何ら問題ないと思われます。

今後とも農業を熱心に進められますので、どうぞよろしくお願いいたします。何ら問題ございません。

議　長　　ありがとうございました。

続きまして、番号６について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局　　番号６でございますが、市内の譲渡人が、勝山の譲受人に、申請農地、田１筆２，３４１㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　長　　それでは、現地調査を行った結果について、１６番委員さんから説明をお願いいたします。

１６番委員　議長。

議　長　　１６番委員。

１６番委員　１６番です。６番について説明します。

去る８月３１日に、現地にて、譲受人と立会いのもと、現地調査を行いました。譲渡人は市外在住で、今後も実家に帰る考えがなく、家、山、田畑、全てをきれいにするというような考えで、利益を得たため、農地もどうにかしたいなと言ったところ、買手もなかなかなく、今現在、この田畑を耕作している譲受人が、受人がというか、受人と共同耕作をしている人が、ちょっと体調不良なもので、譲受人のほう

へ贈与したら、ありがたいということで話がまとまり、このたび、贈与が決まったということです。

譲受人の耕作状況でありますが、今、水稲４反と、共同でサツマイモ８０アール、ヤマノイモ１２０アールを栽培し、農機具とトラクター３台、イモ植え、イモ掘りなどのアタッチメントを全てそろえており、今後も農業をしっかりやると考え、思っております。なので何ら問題ないと思われます。

その他、指摘事項もございません。審議方、よろしくお願いします。

議　長　　ありがとうございました。

続きまして、番号７について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局　　番号７につきましては、１６番委員が譲受法人対象者となっている議案ですので、農業委員会法第３１条の規定に基づく議事参与の制限により、当該議案の審議開始から終了まで退席となります。関係議案終了後に入室を許可いたします。それでは退席をお願いいたします。

議　長　　それでは、よろしいですか。

それでは、番号７について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局　　それでは、資料２ページをお開きください。

番号７でございますが、市外の譲渡人が、勝山の譲受法人に、申請農地、田２筆２，５５８㎡、畑１筆６００㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　長　　それでは、現地調査を行った結果について、３４番推進委員さんから説明をお願いいたします。

３４番推進委員　議長。

議　長　　３４番推進委員。

３４番推進委員　３４番推進委員です。

番号７についてご報告いたします。

譲受人とは、代表者と申請者の２名で、８月３０日現地確認をしました。

譲渡人とは、岡山に住んでおられるということで、電話を確認しました。電話で確認しました。

権利移転する事由の詳細ですが、譲渡人は以前、譲受人と同じ地域に住んでおり、古くからの知人です。譲渡人は現在、岡山市内に住んでおられ、真庭市に帰ることは今後ないことから、田畑を譲りたいと思い、譲受人に相談したところ、話がまとまり、申請するものです。

譲受人の耕作状況等ですが、譲受人は真庭市勝山地区で、北寄りに位置する広い農園を管理されている自治体です。合鴨農法で栽培した有機無農薬栽培のお米や一般栽培のお米、勝山特製品の銀沫、ヤマイモ、そば、麦を生産しておられます。機械等、全てそろえられており、耕作するには全く問題はないものと考えます。

その他の指摘事項もありません。審議方、よろしくお願いいたします。

議　長　　ありがとうございました。

それでは、ここで番号７の質疑に入ります。

質疑はございませんか。

＜「質疑なし」の声＞

議　長　　ないようです。

これもって質疑を打ち切ります。

これより議案第３１号、番号７を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議　長　　異議なしと認めます。

よって、議案第３１号、農地法第３条の規定による許可申請書の審議については、番号７は原案のとおり可決されました。

それでは、退席しておられました１６番委員さんの入室を許可いたします。

それでは、番号８について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局　　番号８でございますが、市外の譲渡人が、湯原の譲受人に、申請農地、田１筆２，０７６㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　長　　それでは、現地調査を行った結果について、３９番推進委員さんから、説明をお願いいたします。

３９番推進委員　議長、３９番です。

議　長　　３９番推進委員。

３９番推進委員　それでは、調査の詳細を報告いたします。

譲受人とは８月３０日に、譲渡人とは９月７日に連絡を取り、譲受人と一緒に現地確認をいたしました。

権利の移転の詳細なんですが、譲渡人の実家の近所であります。それで譲受人が長年にわたって耕作をしておりましたが、このきり、相続をする段階で、譲渡人との売買の話がまとまったので、この機に売買をするものでございます。

譲受人なんですが、これには２人となっていますが、家族構成は３人で、専業が１人、補助が１人。それと春と秋の季節的な労働で１人の知人でやっております。

作付は水稲を主にやっており、６ヘクタールの規模でやっております。

それで、トラクター、田植機、コンバインなど農機は一式持っておりますし、乾燥機を持って、買取り、乾燥の請負耕作もやっており、今後も耕作をするものと考えられます。

その他、指摘事項はございません。よろしくお願いいたします。

議　長　　ありがとうございました。

以上をもちまして、事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより番号２から番号６、番号８の質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質問はありませんか。

＜「質疑なし」の声＞

議　長　　ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案を、これより３１号、番号２から番号６、番号８を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議　長　　異議なしと認めます。

よって、議案第３１号、農地法３条の規定による許可申請書の審議については、番号２から番号６、番号８は原案のとおり可決されました。

続きまして、日程３、議案第３２号、農地法第５条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号１について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局　　議長。

議　長　　事務局。

事務局　　議案第３２号、農地法第５条の規定による許可申請書の審議について、本日ご審議いただく案件は１件でございます。

３ページをご覧ください。

番号１でございます。

申請人、譲受人共に市外は、現在市外のアパートに住んでおりますが、将来のことを考え、申請農地、田１筆３７７㎡を、譲渡人北房から譲り受け、住宅を建築するため、転用申請するものです。

農地区分ですが、１種農地、３種農地、いずれの要件にも該当しないため、２種農地と判断されます。

転用に伴う費用ですが、土地購入[redacted]万円、土地造成[redacted]万円、建物施設[redacted]万円となっております。

資金の内訳として、借入金[redacted]万円で、融資証明により資金の確認ができております。

添付書類として、被害防除計画書のほか、土地利用計画図等建築に関する書類一式が添付されております。

申請地周辺に影響を受ける農地はないと判断しております。ご審議

方、よろしくお願いいたします。

議　長　　それでは、現地調査を行った結果について、２０番推進委員さんから説明をお願いいたします。

２０番推進委員　議長。

議　長　　２０番推進委員。

２０番推進委員　２０番推進委員です。

議案番号１番につきまして、去る９月５日に、譲受人、譲渡人、両者の立会のもと、現地調査を行いました。

転用しようとする理由の詳細についてですが、譲受人は、現在勤めの関係で滋賀に住んでいますが、こどもも大きくなってきたということで、これを夫婦共有名義にするわけですけども、夫の実家の近くに新築住宅を建築するために、近隣の土地を検討していたところ、実家の近くの譲渡人との話がまとまったことから、この申請農地に建てることを決めました。今回転用申請を、そういうことで行うものです。

申請地の位置ですけども、申請地は譲受人の現在の住居から、南西に約[redacted]mほど離れた、近くの私道に面した場所にあります。空き家になっている家の南側に位置しております。

周囲の状況でございますけども、周囲、東側は私道、西側は休耕田、南は私道、北は宅地ということになっております。

周辺農地への影響ですけども、申請地に隣接した農地がありますが、本申請は一般的な個人の住宅であって、日照、通風等に支障を来すことはないと思われます。

またこの周辺は用水路はなく、転用に関する導入必要はありません。

その他指摘事項でございますけれども、特に指摘することはありません。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　長　　ありがとうございました。

以上をもちまして、事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は、挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

＜「質疑なし」の声＞

議　長　　ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第３２号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議　長　　異議なしと認めます。

よって、議案第３２号、農地法第５条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程４、議案第３３号、農用地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農業地域企業集積等促進計画の公告についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局　　議長。

議　長　　事務局。

事務局　　それでは、議案第３３号、農用地利用集積等促進計画の公告につきまして、議案の５ページをお開きください。

本件は一括方式となっており、農地中間管理機構である岡山県農林漁業担い手育成財団が、農地の貸手から賃貸借権等の設定を受けて、中間管理権を取得するのと同時に、受け手に対して、転貸による貸借権設定を同時に行うもので、今回田６２筆、畑４０筆が貸借権設定されるものでございます。

また８ページから９ページにつきましては、これは所有権移転につきましては、畑６筆、１０，７０３㎡が、市外と八束の譲渡人から岡山県農林漁業担い手育成財団を通じて、八束の譲受人へ売買により移転するものでございます。

いずれも案といたしまして、令和８年１０月１３日付で公告の予定でございます。

内容につきましては、全件とも問題ないものと考えます。お目通しの上、ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　長　　それでは、お目通しをお願いします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は、挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

＜「質疑なし」の声＞

議　長　　ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第３３号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議　長　　異議なしと認めます。

よって、議案第３３号、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画の公告については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程５、報告第１４号、農地法第１８条第６項の規定による農地の貸借の合意解約について、日程６、報告第１５号、農地の形状変更に係る届出についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局　　議長。

議　長　　事務局。

事務局　　報告第１４号についてご説明いたします。

１１ページをお開きください。

報告第１４号、農地法第１８条第６項の規定による農地の貸借の合意解約については、次の３件がございました。添付書類もそろっておりますので、受理いたしました。

続いて、報告第１５号についてご説明いたします。

１３ページをお開きください。

報告第１５号、農地の形状変更に係る届出については、次の２件がございました。

こちらも添付書類もそろっておりますので、受理いたしました。

以上で、報告案件の説明を終了いたします。よろしくお願いします。

議　長　　それでは、お目通しをお願いします。

報告第１４号、報告第１５号について、質問・意見等ございましたらお願いいたします。

＜「なし」の声＞

議　長　　ないようです。

質問、意見等はないようですので、これらの案件は報告案件でございますので、ご了解いただきたいというふうに思います。

以上をもちまして、本総会に付議された案件は全て終了いたしました。

閉会にあたりまして、職務代理者からご挨拶を申し上げます。

職務代理者　天候の悪い日が続いておりますけれども、体には十分気をつけて、頑張っていただきたいと思います。

３年間、ご苦労さまでした。

議　長　　ありがとうございました。

次回１０月総会は１０月１３日火曜日の午前１０時から予定しておりますので、よろしくお願いします。

以上で９月総会を閉会といたします。

ありがとうございました。

（午前１０時４５分　閉会）